

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、熊本県の一部地域 に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成28年4月15日から同年6月14日までのものは、平成28年6月15日をもって満了するものとする。

一部地域

熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡御船町
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町
上益城郡山都町、菊池市、合志市、菊池郡大津町
菊池郡菊陽町、玉名市、玉名郡玉東町、山鹿市、阿蘇市
阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡南阿蘇村
阿蘇郡西原村、八代市、八代郡氷川町

平成28年5月12日

九州運輸局
熊本運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 当該支局管内に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者(以下、指定工場という。)が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

ただし、一部地域に事業場を置く指定工場が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものは、平成28年6月15日をもって満了するものとする。

2. 当該支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年4月28日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

ただし、一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当

該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年4月28日までのものは、平成28年6月15日をもって満了するものとする。

一部地域

熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡御船町、
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町
上益城郡山都町、菊池市、合志市、菊池郡大津町
菊池郡菊陽町、玉名市、玉名郡玉東町、山鹿市、阿蘇市
阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡南阿蘇村
阿蘇郡西原村、八代市、八代郡氷川町

平成28年5月12日

九州運輸局

熊本運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 大分県内の一部地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

一部地域

別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、
玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

平成28年5月12日

九州運輸局
大分運輸支局長